

『漂客紀事』に見る児玉南柯と清人の交渉

——鎖国日本における国際交流的一幕

湯城 吉信

はじめに

安永九年（一七八〇年）旧暦五月二日、房総半島の先端部に近い安房国朝夷郡千倉（現いすみ町）に清国船元順号が漂着した。この船には七十八名の乗組員がいた。その対処に当たったのは、現在の埼玉県にあった岩槻藩の児玉南柯であった。なぜ岩槻藩士がこの問題に対処したかという点、千倉には岩槻藩の飛地があったからである。児玉が派遣された理由は、郡奉行という役職以外に、儒者で漢文を解し、清国人と筆談でコミュニケーションが取れると思われたことがある。

児玉南柯（一七四六—一八三〇）は、名は琮、字は玉

卿、通称は宗吾、南柯はその号である。旗本豊島俊高の長男として甲府で生まれたが、後、岩槻藩士児玉親繁の養子となり、宝暦十一年（一七六一一年）、岩槻藩二代藩主大岡忠喜の御中小姓となる。明和五年（一七六八年）、江戸詰となり、昌平坂学問所で林鳳谷に師事した。この事件当時は、三十三歳で、役職は郡奉行であった。後、寛政十一年（一七九九年）、後に藩校となる遷喬館を創設し、子弟の教育に当たった。

本稿は、この非常事態に対し、陣頭指揮を取った児玉南柯がどのような対応をしたのか、また清人はどのように交渉したのかを児玉の著書『漂客紀事』を中心に分析することを目的にする。『漂客紀事』は十四則に分けて、

当時の様子を漢文で如実に記録している（序文によれば、一七九〇年筆）。そこには、船や清国人の様子などが客観的な情報が見える。その様子は別稿に譲り、本稿では、児玉と清国人との交渉の様子に焦点を絞りたい。

なお、『漂客紀事』は国立国会図書館本（デジタルコレクシヨン）を用いた（四丁と五丁が入れ替わる乱丁がある点は要注意）³⁾。その他、訓点がついた写本（遷喬館蔵本）があったようだが、現在は所在が未詳である。⁴⁾この資料は句点がついているだけであるが、石井研堂編、山下恒夫再編『江戸漂流記総集』第二巻（日本評論社、一九九二年）には『漂客紀事』の書き下し文が見える。（跋文以外は）基本的によくできているので大いに参考にした。その他、菊地丕「通訳漂客紀事」（『岩槻史林』八・九合併号、岩槻地方史研究会、一九八〇年）、進藤進「児玉南柯著『漂客紀事』を読む 改訂版」（自家出版、二〇一六年）にも全文の書き下し文や訳が見える。『漂客紀事』は、その序（1a）に述べるように、十四則に分かれる。原漢文には各則の番号は振られていない

が、『江戸漂流記総集』にはその番号が見える。本稿の中で、『漂客紀事』の該当箇所を示す場合、第何則、丁数（「13a」は「十三丁表」の意）、『江戸漂流記総集』の頁数を挙げた。

『漂客紀事』の内容が児玉と清国人のやり取りを完全に保存したものとは限らない（大田南畝「安房漂着清人上申書」（『一話一言』巻八（『大田南畝全集』第十二巻）所収）には別の漢文がある。内容は本書と同じ）。ただ、筆談した本人が記録したものであり、筆談の内容を反映したものであることは確かであろう。

また、本事件については、当時やり取りされた文書を収録した原口扁舟『房州千倉文書』（岩槻郷土図書刊行会、一九七七年）も残されている。

他、大庭脩編著『安永九年安房千倉漂着南京船元順号資料（江戸時代漂着唐船資料集五）』（関西大学、一九九〇年）に、『漂客紀事』を含めた関係資料が網羅されているので適宜参照した。また、大庭脩『漂着船物語―江戸時代の日中交流』（岩波書店〈岩波新書〉、二〇〇一年）があり、本事件の概要を記す。

る。

救助された清国人は、千倉に造られた収容所で過ごすことになるが、さまざまの問題が生じ、日本側と交渉を繰り返す。その任務を担ったのが、日本側は児玉南柯であり、清国側は船長の沈敬瞻であった。

本稿で焦点を当てるのはその両者の交渉の様子であり、次章以降に詳述する。その交渉の結果、六月末日（陽暦七月三十一日）―暑い盛りである―（四艘の船で）千倉を出て館山に到り、七月一日には、（大阪商人苦屋久兵衛に用意させた三艘の船に乗り）館山から長崎に向けて出発することができた（『漂客紀事』十一則、27a・27b、五四六頁）。千倉には六十日ほど滞在していたことになる。その後、一箇月以上をかけて（七月六日館山発、途中各港に寄りながら（十四日紀州勝浦着）、八月十二日長崎着）長崎に着き（途中、尤廷玉が紀州で死亡）、唐船に乗って清国に無事帰国した。（大庭脩編著『安永九年安房千倉漂着南京船元順号資料（江戸時代漂着唐船資料集五）』一〇二頁）

この『漂客紀事』について、大庭脩は豊富な情報によ

く整理されていると評価する。⁶⁶一方、幸田露伴は、漢文で書かれているために委曲を尽くさず、採るべきところが少ないとそっけない評価をしている。⁶⁷

また、児玉南柯の交渉について、山下恒夫は、生真面目が度を越えて依怙地ささへ感じられると言う。⁶⁸

筆者は、山下恒夫の評価は、『漂客紀事』の漢文がよく読めていないことによる誤解だと考える。一方、漢文に長じていたはずの幸田露伴がなぜ以上のような評価をしたのかは不明である。

一方、新藤進は児玉南柯の清人に対する思いやりを評価している。⁶⁹新藤進の評価は、地元の先達を称揚する立場による思い入れは免れないが、次章以降に紹介する児玉の交渉を見て、筆者もその意見に同感する。

本稿では、以下、第三則に見える荷揚げ交渉、第九則に見える水夫を巡る問題（収容所での問題）、第十一則に見える船の処分を巡る問題に焦点を絞り、日清双方の交渉の様子を紹介したい。

二、荷揚げ交渉（第三則）

本章では、座礁した清国船の積荷の荷揚げを巡る問題について述べたい。清国側はどのような要求をして、それに対して、兎玉はどのような考えからどのような対応をしようとしたのか。

清の商人たちは救助されたが、積荷は座礁した船に残ったままであった。清の商人は積荷を陸揚げすることを願った。だが、命令がないので、兎玉はどうしようもなかった。すると、船長の沈敬瞻からは愁訴して言った。

「船底に穴が開き、海水が入り、荷に影響が出ています。他の物はさておき、砂糖だけは急がないとだめになります。拙速に如くはなしです。」¹⁰⁾

兎玉は言った。

「私もそれはわかりますが、代官（幕府）の権限であり、私は勝手にすることができません。しばらくお待ちください。」¹¹⁾

沈は嘆いて言った。

「いつ命が下るかかわからないでしょう。時間が経てばすべての荷物がすべてだめになります。私どもは十分の二を利益として生活しているのです。もし全部だめにな

ったら痛恨の上ありません。仁者ならそのところをお考えください。」¹²⁾

兎玉は家に戻ってから寝付けず夜を明かした。自分の保身を図って、人の心配を憐れまず、文書にだけ拘泥してよいのだろうか。もし、人を救い、物資も活用できるのであれば、もしそのことで罪を得ても甘んじて受ければよいではないか、と、¹³⁾そこで、書面を遣わし、一挙に荷揚げしようと言ったが、沈敬瞻は「国法を遵守します」と言っただけで荷揚げすることを断った。この日、命が下り、民夫を動員して十数日で荷揚げを終えた。腐敗した貨物は荷揚げしなかった。

実際に、兎玉が国禁を犯してまで独断で清国船（その荷）を救おうとしたのかどうかは不明である。ただ、兎玉が幕府と清人の間に入って、両者の顔を立てるべく苦勞したことはその他の記述からも明らかである。

三、水夫への対応（第九則）

：五月二十九日（陽曆七月一日）

本章では、清国人の収容所において起きた水夫を巡る

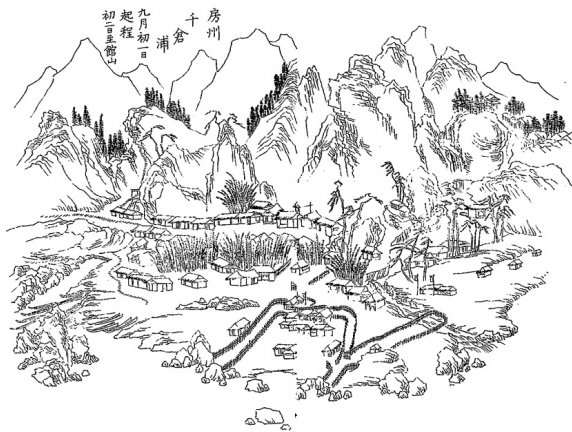


図4-1 千倉海岸の清人収容所の様子
 (乗組員の方西園画) (『漂客奇勝図』所収)

*大庭脩『安永九年安房千倉漂着南京船元順号資料』p.151 および『江戸漂流記総集』第二巻p.530-531にも見える。

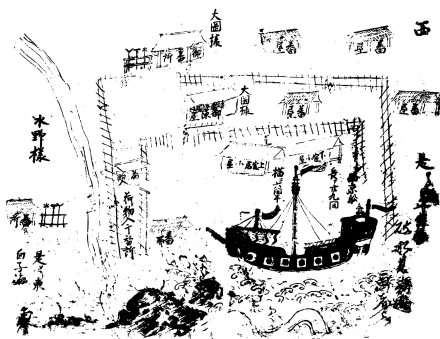


図4-2 千倉海岸の清人収容所の様子
 (日本人役人による写し) (『房州千倉文書』所収)

*これは日本側が描いた図であり、収容所の周りに多くの「番屋」が設けられていたことがわかる (上部には「大岡様」(忽戸村、平館村、南朝夷村領主の大岡兵庫頭)、左部には「水野様」(北朝夷村領主の水野老岐守)と見える)。また、「上官居小屋」は「横六間半」、「下官小屋」は「長サ九間」とあり、人数の多い水夫が狭い空間に押し込められていたことがわかる。『房州千倉文書』57頁には「上官居小屋礎にて四間、七間の家をつらい、其外中官、下官迄もそれぞれに准じ御取繕、新畳しきならべ…」とあることを見ると、「中官」の小屋もあったのだろう。

問題について述べたい。全七十八名の乗組員の中、六十
 四名を占めた水夫(水手、目侶)は収容所でおとなしく

していなかった。そのことにより、兎玉ら日本側だけで
 なく、清の船長の沈らも悩まされることになる。

救助された清人七十八名は、千倉の砂浜に造られた収容所に入れられることになった(図4)。

この図に見えるように、収容所は、砂浜の一面を竹の柵で仕切った中に小屋が作られた。小屋は極めて粗末なものであったようだ。施設が粗末であったことは岩槻藩が小藩で財力がなかったからとも言われる。

このように、清人を隔離しようとしたのは、貿易が長崎の出島に限定されており、外国人と日本人の交流が禁止されていたことによる。積荷の検査を厳重に行ったのもそのためである。だが、実際にはその禁を犯し密貿易する者がいたことが知られている。

代官の稲垣はこの収容所を毎日見に行こうかと言ったが、児玉は威厳を保つためには頻繁にお見えにならない方がよいとアドバイスした。その結果、二日に一回、もしくは、三四日に一回だけ来ることになり、来た時には、莊重に送迎することで威厳を示した。一方、水夫らを厳重に監視し、外出は厳禁した。だが、水際の垣根はしばしば壊れて、若い水夫らはそこから外に出ることがあった。そして、それを取り締まろうとする日本の役人

との間でいざこざが起きることになった。

そもそも、水夫は、身分的には最下層に当たり、臨時に掻き集められた素行の良くない人たちであり、船長の沈らにも手に負えなかった。日本側と問題が起きてでも不思議ではなかった。

このいざこざを巡る児玉と沈のやりとりは以下のようである。

児玉「聞くところ、水夫たちが放縦で、禁を犯すことがあるようです。私は故意だと思っていない。言葉が通じないので、うまくコミュニケーションが取れず、そういうことが起きているのだと思います。皆さんは礼儀の国の人で、聖人の教化を受けています。どうして理にかなわない行動をするでしょうか。だから私は問題にはしていません。ただ、私もあなたも注意して問題にならないようにしましょう。」

児玉は、極めて慎重に言葉を選んで、相手に注意を促していることがわかる。それに対して沈は以下のよう

に言った。
「我が国は貴国と長年通商しており、私もそのお蔭で生

計を立てています。貴国の法を遵守するのは当然のことです。どうして疎かにしましょうか。ただ、水夫ら六十余人は、礼儀を心得ない下層民ですので、お叱りを頂戴できれば幸いです。また、水夫を監督するのは総官の仕事です。私からお願しておきます。」⁽²⁰⁾

だが、五月二十九日（陽暦七月一日）、また柵を越える者がいた。知らせを受けた児玉を見ると、監視所の前で不逞な様子を見ている者もいる（「有横行於廳前而傲然不敬者」）。吏卒が叱つても退かない。児玉は総官を呼んで言った。

「水夫たちは柵を越えて外に出るだけではなく、私どもを侮辱しました。言語道断です。私は遠来の客人に善くしているのに、決まりを守らないとは何事ですか。」⁽²¹⁾

それに対して、船長と総官はともにも言った。

「おっしゃっていることはすべて承知しています。天從（総官の名）が諭しても聴きません。もうお好きに処分なさってください。」⁽²²⁾

六月一日、水夫がまた外に出て、児玉に報告があった。官吏たちは児玉に不満な様子で「叱るたびに反抗し

てくるので、捕まえる他に方法がありません（19b）「随呵隨抗、自非拘執、難以禁矣」と言う。児玉は強硬手段は取りたくなかったが仕方なく認めることにした。

やがて縛られた水夫が連れて来られた。収容所の水夫は騒いでやつて来た。官吏たちは恐れをなしたが、児玉は「構わない。すでにこういう方法を取ったからには、弱みを見せてはお代官様たちにもご迷惑をおかけすることになる（19b）「無傷。業已及此、示弱損威、憂及知尹相公」と言った。児玉は一方で、暴動に備えて兵を準備し、一方では再度、船長らを召して話をした。沈は土下座して言った。

「捕まった者は騒ぎを起こそうとしたものではありません。砂浜で魚貝類を採っていて思わず境界を越えてしまっただけです。官吏に叱られて、言い争いになってしまい、このようなことになりました。私はお達しを守れなかったことは確かですが、この者は初犯です。どうぞお許しください。お許しくださいませ、私は総官とともにちゃんと諭し、二度とこのようなことが起きないようにします。」⁽²³⁾

沈も間に入って水夫をかばう発言をしたと思われる。

兎玉は、官吏と相談して、この水夫を釈放した。間もなく沈が来て、

「水夫たちは、私があなたを唆してこの水夫を捕まえさせたと思ひ（裏切者：沈と水夫らはもとと対立があつたことが窺える）、私を敵視し、罵詈雑言を浴びせかけます。私には手に負えない状態です。あなたから彼らを諭して、私の無実を晴らしていただけませんか。」⁽²⁴⁾

と言つた。沈も大変な状況にあつたのだろうが、頼まれた兎玉も大変だつただろう。

そこで、兎玉は、水夫らに文書を書いた。

水夫らに告ぐ。水難に遭つてここに流れ着き、日々海浜に困窮しているその苦勞は、私も深く憐れんでゐる。そこで、国法で定められている以外は私も要求していない。だが、お前たちはそれを察せず、しばしば禁止を犯し、法律を蔑ろにしている。命令に従わないだけでなく、わが官吏に反抗さえしている。これは無礼はなほだしいではないか。そこで、やむを得ず、罰

を加え、不逞の輩を懲らしめようとしたのだ。だが、船長の沈らは、「初犯ですし、砂浜で蝦を拾つていて思はず境界を越えただけです。どうぞお許しください」と言つてきた。そこで私も彼らを釈放したのだ。

それなのに、お前たちは、不服だと言ふのか。お前たちは、天の恵みで、災難を脱し、命を全うすることができた。多くを求めることなく、身を謹み、法を守り、故郷に帰つて、父母・妻子を安心させることを祈るべきだろう。そのようなことを考えずに、事を起して厄介事を楽しんでいる。不知の極みだ。私は不肖者だが、なお、古を好み、忠孝の義を聞いている。お前たちも礼儀の国の人だろう。日夜道を思つて怠るな。この書を読んでよく考え二度と法を犯すことはするな。⁽²⁵⁾

翌朝、沈が用事でやつて来ていた時、一人の水夫が、書状を持って来て、階段の下に置いて去つていった。読んでみると以下のような長文の嘆願書であつた。

私は遭難してここに流れ着きました。命を救ってくださったご恩は死ぬまで忘れません。ただ、申し上げざるを得ないことがあります。言えは言ったで甘えた行動でお怒りを買うでしょうが(侍籠納侮)、言わなければ気持ち伝えられません。ゆえにあえてご無礼を働き、思っていることを延べさせていただきます。

国を万里も離れ一年以上経てば、道中が無事でも故郷を思うものです。災難に遭遇した際はなおさらです。私には父母もいれば妻子兄弟もいます。彼らが私が遭難してここに來たと聞けば日々涙を流すでしょう。私はそのことを思つて悲しく思います。危難を脱したと言つても、その心労で死んでしまひそうです。

ここに着いた頃は、自由に行動し、美しい山川を眺めて気を紛らわすことができました。ところがどうでしょう、ある日、外から帰ると、官吏が私を叱り飛ばし、竹の柵の中に引つ張り込み、外に出ることを禁止しました。この場所は(砂浜で)木の蔭もなく、砂浜の熱がひどいです。どうして耐えられましよう。漂流している時には、ただ生きながらえることだけを考え

ます。薄いおかゆで飢えを満たせばそれで満足します。(ですが)今、生きながらえることができれば、口腹を満たすことを望むのもまた小人の常でしょう。蟹を採りたいと思うこともあります。竹の柵を越えたと言つてもすぐそばです。呼ばれればすぐに戻ります。それなのに、強硬手段を用いて、しかも私が反抗的だとおっしゃる。法律のことは存じませぬ。ただ、道理から言えば、到底通ることではありません。

数年前、日本の人が清国に流れ着きました。その時は今の我々よりも厚遇されました。観光をさせてもらつたり、衣食も十分に与えられ、歌舞や宴会まで設けられました。⁽²⁵⁾長崎は、多くの船が集まる場所で、法が厳格ですが、それでもここのような苛酷さはありません。ひと月に三度は行楽に出かけることもできます。私は礼儀の国の人間です。どうして非礼を働くことがありましようか。私どもは下愚の人間だと言つても周孔(*周公と孔子、儒教の聖人)の道を聞いています。人を教導するのが仁に適つた王道(*儒教が唱導する徳治の方法)で、脅かして無理強いするのは霸道

(* 儒教が否定する、力による方法) です。このような方法では早晚問題が出るでしょう。どうぞ我々を速やかに帰してください。それが双方にとって一番よいことです。そうしていただければ、死んでもご恩は忘れません。⁽²⁷⁾

先に、水夫がもともと素行不良であったことを述べたが、水夫の側からすれば自由を拘束されることに我慢ができなかったことがわかる。この文章では、法律を越えた「道理」に依拠すべきことが述べられている。その道理とは、一方では儒教的道徳でもあり、一方では万人に共通する人情であった。

沈も傍らで読み、無礼なことばが多いのを見て、水夫ら(住処の方を言うか)に向かって大声で叱り、「お許してください」とひれ伏したという。

ここで疑問は、本当に沈の言うようであったのかという点である。そもそも水夫にこのような長文の漢文を書くことができたとは考えられない。総官の林天従あたりが代筆した可能性が高いであろう。最後に書いている

「早く帰してください」という思いは対立する清国人の間でも一致する意見であったろうから、沈らもこの文書の作成に携わった可能性はある。

児玉は笑って言った。

「大海は多くの川の流れを受け入れるから大海になるのです。私の度量はそれほど大きくはありませんが、このような文章を受け入れる度量ぐらひはあります。それに、言っていることは当たっています。反省させていただきます。お気になさらないください。」⁽²⁸⁾

翌日、児玉はまた書を書き、沈らを慰勞した。内容は、不徳の致すところで衆人の反感を買い、沈と林(総官)まで苦しめることになったことを詫げるものであった。

沈と顧は、密書を書いて児玉に送った。内容は、水夫らが福建の辺境の道理をわきまえないやくざ者(頑民)で、法律も分際も礼儀もわきまえない人であることであった。沈たちも本来雇いたくないのだが、江浙(江蘇、浙江)には水夫がないので、彼らの力を借りるしかないのだという。沈の一味は十人足らずで、人数的にも水

夫たちに敵わない。また、彼らは無法の輩である。礼儀も心得ないし、人情も解さない。お天道様や皇帝様でさえ憚ることなく、沈たちを馬鹿にしている。帰国した際には役所に訴えようと思うが、今はどうすることもできないと言った。続けて以下のように言った。

「辛い時には父母を呼ぶと言います。今、兎玉様は私たちの父母です。何とか命を保って速やかに帰国させていただきますことを希望します。あなた様方に費用やご迷惑をおかけすることも申し訳ありませんし、下賤の輩から辱めを受けることも我慢できません。この二つを思うと針の筵にいるように辛く、耐えられません。水夫たちを抑えられないことは本当に申し訳ありません。ご法度を心得てはいるのですが、どうしようもないのです。どうぞ寛恕のほどよろしくお願いいたします。ご高配賜り帰国できた暁には毎日香を焚いて感謝します。総官林天從は福建人なので連署しにくいですが、そこで密封して上書しました。後日、人前ではこのことには言及されませんように。」³⁰⁾

早く帰国したい（長崎に向かいたい）というのは清国

人に共通の願望であったのだ。

兎玉は官吏と相談の上、このことを代官の稲垣氏には報告しなかった。自分が責任を取ろうと思ったからである。だが、この後、官吏も水夫の行動は大目に見るようになり、水夫も比較的規則を守るようになり、事は収まった。兎玉は世の中を治めるのはただ取締を強くして人を検挙すればよいのではないということを痛感した。

四、船の処分（第十一則）

本章では、千倉で座礁した清国船をどうするかを巡る問題について述べたい。

船は座礁して使えなくなったので、解体することが議論されたが、結論を見なかった。船長の沈は修理も不可能だし、解体も難しいので、一七五四年、清国船が八丈島に漂着した時の例³¹⁾に倣い、焼却すべきだと言った。それがいちばん手っ取り早く、回収や輸送を考へることは無駄に経費がかかるだけだと考へたからである。³²⁾

それに対して、日本側は、焼却処分は通例とすべきではなく、解体して、使える材料を長崎に送ることを提案

した。⁽³⁵⁾ おそらく日本側としては立派な船（木材などは別に記載がある、外材も使っていた（赤活、雅地など））を見て焼却するのに忍びなかったというのと、廃棄処分であきらめるのではなく、対処した実績を残したかったのではないか。

それに対して、沈は以下のような意見を述べた。

長崎に行く日が決まったのはありがたいことです。ただ、福建出身の水夫と違って、私ども十名ほどは体調が思わしくなく、海路で行くことは堪えられませぬ。また、水夫らの問題はすでに申し上げた通りです。どうぞ我々十名ほどは陸路で行くことをお許しください。

船については、マストや竿、舵などは薪になるだけです。費用をかけて千里を運ぶ値打ちはありません。また、長崎で荷揚げの費用なども少なからずかかるでしょう。費用に見合う効果があるかどうか考えてしまうのは商人の常で、賤しいと言われても避けることはできません。高い値段を出して木切れを買って薪

に充てる人がいるでしょうか。ですから、木材を残そうとするのではなく、焼却処分してしまう方が得策だと思います。愚見を延べるのは誠に無礼なこととは存じますが、意見を述べないと気が収まりません。お聞きくださいればこれに勝る幸せはありません。無理にとは申しませんが何とぞよろしく願います。⁽³⁶⁾

前章で紹介した水夫を巡る問題を見ると、沈らが陸路を希望したのは、水夫らと離れたいのがいちばんの理由だったのではないだろうか。

この時、大阪の豪商で西海海運に従事する菅屋久兵衛が三艘の船を館山に用意した。⁽³⁷⁾

だが、六月二十日、暴風雨があり、船がバラバラになつてしまった。清国人にとっては幸いであり、兎玉は天の神様が清人の味方をしたと思つた。

六月末日、清人らは千倉を出発し、七月一日に館山に到着した。⁽³⁸⁾ 千倉から館山はすぐ（現在の道路で十キロメートル余り）であるが、陸路を取ることを許されなかつたのは、日本人との接触を避け、途中でのトラブルを回

避するためであろう。なお、館山が出発地になったのは、千倉は海が浅く大型船が入れないためである。そして、七月二日、一行は無事長崎に向けて出航することができた。

以上の交渉を見ると、水夫と別に陸路で行くことが認められなかった以外は、結局はすべて沈船長の希望通りになっている。沈の交渉能力には目を見張るものがある。

おわりに

以上、本稿では、『漂客紀事』により、安永九年の漂着船を巡る児玉南柯と清国人との交渉の様子を紹介した。

彼らは、鎖国日本への漂着という非常事態に際し、困難に直面しながらも実に粘り強く交渉した。直接交渉に当たった日本側の児玉の背後には藩主や幕府の意向があり、一方、清国側で交渉を担当した沈敬瞻も背後に多数の粗暴な乗組員の思いを抱えていた。そして、児玉・沈ともに間にはさまれて苦勞しつつも、相手の意向も尊重

しつつ、自分たちの主張を可能な限り実現した。

このような交渉ができたのは、彼らの漢文力によるところが大きい。両者は、会話はできなかったが、漢文により筆談することができた（交渉はすべて漢文によって行われた）。そして、それ以外に、儒教道徳を共有し、そのことによりお互いを尊重する姿勢を有していたことも大きい。そのような語学力・価値観を共有することにより、お互いがウイン・ウインになるように共存の道を探り出せたのである。

儒教には、経と権ということばがある。経とは常に変わらない大原則（不変性）であり、権とは状況に応じて変えるべき例外的対応（融通性、臨機応変性）である。本稿で紹介した児玉と沈の交渉を見ても、両者が、何を経とし何を権とするかで悩んだことがわかるであろう。

上からの指示（経）に従えば自身の責任は回避できるが、自分にはよい方法だと思えない。一方、自分の裁量（権）で行えば、後に責められ責任を取らされる可能性がある。このような状況は、現代の我々も日常的に直面するものであり、児玉と沈の交渉は現代の我々にも大い

に参考になるであろう。

後日談を言えば、長崎に着いた沈は児玉に礼状を送り、その後、無事清国に戻り、日本との貿易を続けた。⁽⁸⁾そして、一七九七年および一七九八年の二度にわたり、日本人漂流民を日本に届けた。⁽⁹⁾一般の中国人と日本人がほとんど交流する機会がない中、児玉と沈が心を通わせる交流を行ったことは注目すべきことであろう。

なお、その心を通わせる「交流」の様子も『漂客紀事』には記されている。その他、清国船についての詳細な客観情報についても詳しく記されている。それらは別稿に委ねることができれば幸いである。

注

(1) 現在も千倉海岸には「清国船元順遭難救助記念碑」(一九八〇年建立)がある。この周辺は、無数の暗礁があり、船頭に恐れられた海域らしい。慶長十四年(一六〇九年)に、フィリピン政庁長官であったドン・ロドリゴを載せたスペイン船がこの付近の海(夷隅郡岩和田村(御宿町)の沖)で遭難したこともあった。『千葉県の歴史』(山川出版社、二〇〇〇年)二二二頁)

(2) 『夷隅町史 通史編』(夷隅町、二〇〇四年)第五章「近世」第二節「藩領の成立と展開」三二二頁。大岡・岩槻藩の藩祖・忠光は、勝浦藩から岩槻藩へ移された経緯を有し(『寛政重修諸家譜』第十六、巻一〇六三、三二九頁)、漂流船の到着地・朝夷(現いすみ町)も所領であり、勝浦陣屋を通じて支配が行われていた。ちなみに、岩槻は、日光御成街道が通る交通の要衝に位置する城下町であった。児玉南柯が開いた藩校・遷喬館は今も保存され、川越同様、時の鐘もあり、古い面影を残す町である(現在、人形で有名である)。明治になり、一時期、芳林寺に県庁が置かれたこともある。

(3) その他、『漂客紀事』の画像は、東京海洋大学や国立公文書館(内閣文庫)のホームページでも公開されている。

(4) この写本は、菊地丕「通訳漂客紀事」(『岩槻史林』八・九合併号(岩槻地方史研究会、一九八〇年))に影印が見える。遷喬館向かいの岩槻図書館に問い合わせたところ、数年前に写本が廃棄されたというが、この写本の可能性が高い。字の配置は刊本と同じで、印影も見える。刊本のもとになった草稿である可能性もある(表紙には「遷喬館蔵」とある)。

(5) この辺りの様子は、『通航一覽』巻三三二に記録が見える。

(6) 原文「十年後の回顧録であるから、内容もよく整理されており、乗組員と船員の名称と担当する仕事、船の大小、装

備の名称や長崎貿易の組織、積荷、稲垣代官との関係、長崎貿易船の信牌のこと、船主沈敬瞻、顧寧遠、方西園等との交際状況やその思い出などがまとまって書かれていて、当時の人たちに唐船や中国貿易などの知識を与える適当な読み物になったであろう。」(大庭脩『安永九年安房千倉漂着南京船元順号資料』(江戸時代漂着唐船資料集五)(関西大学、一九九〇年)一〇五頁)

(7) 原文「文に仮名を用ゐざるを以て、委曲を尽さず：採る可き少しと雖も、存するに足るの書といふべし。」(『漂流の談』初出：『海之世界』明治四十四年(一九一一年)七月、『洗心録』(至誠堂書店、大正三年(一九一四年))にも所収。『露伴全集』第二十九卷(岩波書店、一九五四年)五三三―五三四頁。)(石井研堂編、山下恒夫再編『江戸漂流記総集』第二卷(日本評論社、一九九二年)六一九頁所引。)

(8) 「元順漂流民が不満を募らせた原因には、兎玉自身の闊達さを少しも解さない、生真面目すぎる性格もあずかつていたようだ。俗に、清官の害は濁官よりもはなはだしい、という。自己の無私無欲を、他者にまで及ぼせば、吝嗇を強いることにもなりかねない。：副船主方西園から贈られた絵を峻拒する下りは、清廉さというよりも、依怙地さが勝って感じとれる。：」(石井研堂編、山下恒夫再編『江戸漂流記総集』第二卷(日本評論社、一九九二年)六一九頁山下恒夫解説)

(9) 進藤進「兎玉南柯著『漂客紀事』を読む 改訂版」(自家出版、二〇一六年)「はじめに」で兎玉の清人に対する思いやりを評価する。

「漂客紀事」を読了して、私の心に強く残ったものは、南柯先生の「他者に対する思いやり」でした。：南柯先生の漂流民に対する思いやりは、自己の利害を超越したものでした。彼らの境涯を思い、彼らの生活を思い、そして彼らの感情を思いやっております。」

(10) 原文4b「船穿水浸、百貨受傷。他姑置焉、唯是白糖一事、拙速爲妙。曠日彌久、毫無陶程、焉用夫巧。」(*陶程は陶成(=陶冶使成就)か?)なお、沈の上書の写しと思われるものが、『通航一覽』卷三三三、七六頁に見える。

(11) 原文4b「吾亦非不慮客所欲也、而事係 縣官之制、敝邑不得自擅。請且待之。」

(12) 原文4b「命之下、未識何日。久則貨悉無存焉。小人遂什二以爲生。若一舉婦之滅、痛恨不可言也。唯仁者圖之。」

(13) 原文5a「唯保身是計、不恤人之憂、拘拘乎文法者、豈足復道哉。苟濟衆利他、他日得罪、吾所甘心也。」

(14) 「漂客紀事」には、「東西五十歩(この歩の長さは不明)、南北四十余歩の砂浜。東は海、他の三面は竹の柵で囲われた。小屋が数棟作られ、西の柵の横には監視所が作られた」とある(九則、17b、五二八頁)。一方、伊東蘭田『遊房筆語』2b

には「竹落中、廣袤二三百歩。造三長屋、皆長可四十歩、蘆荻葺屋、編薦爲壁障、宇高塵四五尺、僂僂而出入、疎惡極甚、猶如都下小兒番母狗圈」とある。長屋は三棟あり、屋根は草葺き、壁はコモを編んだもので、軒の高さは一メートル五十七センチもなく、かがまなければ入れないような粗末なもので、伊東蘭田には江戸の犬小屋のように見えた。…ただ、二十四日、伊東蘭田が行った時には建て替えが行われていた(3b)。

(15) 山下恒夫「漂客紀事」解題(『江戸漂流記総集』第二巻六一九頁)。

(16) 江戸時代、徐々に貿易が制限されるにつれ、密貿易も活発化した(山脇悌二郎『抜け荷―鎖国時代の密貿易』(日本経済新聞社(日経新書)、一九六五年)参照)。「漂客紀事」二則の最後4b「至通有無、則獨長崎許之、姦民趨利動輒犯禁」からも密貿易が存在したことが窺えるし、「遊房筆語」でも、伊藤は「何か買うか」と持ちかけられたことを記録している(11a「有貨物買歟。」「邦有典刑、豈可姦買。」、大庭脩「安永九年安房千倉漂着南京船元順号資料」三三頁)。

(17) 『通航一覽』卷二百三十二―八三頁に以下のように見える。

「唐人七十八人之内、十人程は、人柄も格別宜相見え申候、…外六十四人之水主等は、日本にて引當候へば、馬方船頭杯之輕き身分にて、南京出帆之節、何れも雇入候者とも之由

(*臨時にかき集めた輩)、…翌日よりは、…所々に徘徊いたし候間、村役人差留候へども不相用、二三人宛百姓家へ踏込、土足之儘にて座敷杯へ込入、或は臺所へ押入食櫃杯取出し、無斷抓喰杯いたし、又は百姓之妻女を捕へ、帯を解き押すくめ、狼藉不法を致懸け、又は乳を吸、其外言語道斷之振舞、悉持あくみ候」…要するに欲望のまま動く人たちであった。「遊房筆語」にも、倅そうにする日本の役人に対して、日本語で「にほん、ばか」と言っていた話が見える(『遊房筆語』4b「漂客毎見頭目輩誇權矜勢(日本人の役人も倅そうにしていたのであろう)、乃指笑曰『日本馬鹿 日本馬鹿』」)

また、宝暦三年(一七五三年)八丈島への清国商船漂着を記録する『漂着唐船細故』(国立公文書館蔵) 18/45には、清人側が「工社、水手人等、下愚・粗魯之人」がフラフラと出歩き問題を起す危険性を指摘し、同じ場所に住まわせてもらうことを願ひ出ている。結果、「甚三郎鋪屋」(旅館)に滞在できることになった。水夫らの素行が悪かったことは、よく見られた問題だったと言えよう。

(18) 原文18b-19a「側聞水手輩放縱不度、動犯厲禁。吾未之信也。蓋言語之不同、彼此失情、鑿柄不入、時或有之。身出禮義之邦、被聖賢之遺化、何至非理相犯哉。以故余不一問也。雖然、客亦相與警戒、勿致物議。」

(19) 乗組員七十八名の内訳は以下のものであった(『漂客紀事』

一則、2a、3a、五〇三、五〇四頁。

船長・沈敬瞻。蘇州の人。四十二歳。

副船長・方西園。新安（無錫近く）の人。四十五歳（最年長）。画を善くする。

財副・顧寧遠。松江（上海の西南）の人。二十九歳。

夥長・蘇孟堪。廈門の人。

総官（水夫を管理する）・林天從。福州の人。

舵工（三人）、簡得、意童、兩使・みな廈門人。

目侶（水夫）（六十四人）・廈門人三十人。福州人二十人。

浙江人二人。同安（廈門の北）人十三人（うち一人（高龍文）が船中で死亡）。

隨厮（下僕）・七人。湖州（杭州の北）人一人。蘇州人五人。松江人一人。

乗組員の最年少は二十二歳であった。信仰は、沈や顧やか

廈門出身者は（他、同安人も）媽祖を信仰していた。一方、

福州出身者は関帝を信仰していた。その他、廈門出身者には

三官を信仰していたものもいる（『游房筆語』26b、30b）。

(20) 原文19a「本州之於貴國也、通商日久矣。敬瞻等仰以衣食。

固已敬奉。國法。豈敢抱輕心哉。至於水手等六十餘人、則是

浮蕩之頑民耳、幸煩貴吏喝禁。且約束水手者、本是摠官所掌、

特教諭是請。」

(21) 原文19a「水手等不趨踰牆而出也、又輕侮我。殆不忍言也。

吾雖恤遠人、甚亂清規、其如何。」

(22) 原文19b「曉諭之旨、商等並知悉。天從奉以令水手、猶不聽。而後唯貴國所欲爲。」

(23) 原文19b、20a「奉明教拘繫犯人之事、今據摠官道、並非生事。行拾魚蝦於海灘、不覺以踰限。尊吏喝道、交有違言、誤

以至此。：敬等誠不避重誅、然彼實屬初犯。伏請原有。幸賜

不死、敬等與摠官相戒勅、決不令再犯。敢布腹心。」

(24) 原文20a「衆道、敬瞻風尊吏使之、因疾視敬瞻、詈不絕於口。吾難以教訓。幸得大人明諭、以免冤屈。」

(25) 原文20b、21a「告爾水手。以遇難之故、以至於此、日困辱於海濱風沙之場、其愁苦可知也。我甚恤之。是以自非

所重、皆置不問。而爾等不察、屢犯我禁厲、亂我清規。不獨

不從我令、又隨對悍我吏人。何其無禮也。我於是不得已而加

嚴治、欲懲不肅也。而船主敬瞻等哀訴道『爾實爲初犯、且海

灘拾蝦、不覺踰牆。懇祈赦宥。事在情可恕。』我是以不究治

而釋之。而今爾衆人、有如不服狀者何也。爾既賴 天眷脫於

危難、得全性命。宜無他求、唯謹身守法、還鄉是祈、上以慰

父母之意、下以安妻子之心。此皆無一思焉、反生事端、樂禍

患。何其不知也。吾雖無似、而尚竊好古、少聞忠孝之義。爾

身出於禮義之邦、夙夜思道不懈。書到審思良圖、勿重犯典

刑。」

(26) これは、直接的には、この前年の安永八年（一七七九年）、

紀州日高郡御坊村志賀屋の伝蔵船一葉丸が清国に漂着した際の処遇を言うかもしれない。その際の様子を記録する「一葉丸福州漂流記」には、現地の日本通詞に芝居を見に連れていかれたりご馳走にあずかったりしたことが書かれている（石井研堂編『異国漂流奇譚集』（新人物往来社、一九七一年、*福永書店、一九二七年版の復刻） 八四頁）。

その他、日本の漂流民はたびたび清国船により日本に送還されている（松浦章「清代沿海帆船に搭乗した日本漂流民」〔或問〕五九号、二〇〇六年）、川合彦充『日本人漂流記』（社会思想社、一九六七年、文元社、二〇〇四年）。

清国では、朝貢国については、漂流民を救助することが定められていた（『大清会典則例』卷九十四「礼部・朝貢下」「拯救」の項）。さらに、朝貢国でない日本の漂流民についても、救助し、衣食を与え、本国に送還するよう皇帝の命があった（『聖祖実録』卷百六十、康熙三十二年（一六九三）九月辛亥（十日）の条「兵部議覆、廣東廣西總督石琳疏言、風飄日本國船隻、至陽江縣地方、計十二人、請發回伊國。應如所請得旨。外國之人、船隻被風飄至廣東、請殊可憫。著該督撫量給衣食、護送浙省、令其歸國。」〔清実録〕五、中華書局、一九八五年、七五五頁）。康熙以降に中国へ漂着した日本人漂流者も歴代の清朝の皇帝から同様の扱いを受けた。大国の度量を表すために漂流民は手厚く扱われたのである。そして、

漂流民を救うことは大国の度量を示すだけでなく、以後のお互いの関係を考えれば、実際のメリットも大きかったはずである。

(27) 原文 21a-22b 「吾以遇難、漂至此地。救命之恩、感亦非淺矣。沒齒不諼。但有事不得弗言者。言則似恃寵納侮、默則本志不達。故冒瀆威嚴、敢布鄙衷。夫去國萬里、離家踰年、道途安穩、懷土其常。況復危難蕩洋之餘乎。吾有父母、又有妻子及伯叔兄弟。彼聞我失據至茲、倚門悵望、涕淚成川。我思之、我悲之、痛可道乎哉。：危難雖脫也、又且至憂。始到時、縱吾所之、於是山川美景、我弄之、我玩之、聊以寫憂。何圖一日我入自外、吏人交恫喝我、執我以囚於籬落中、不許出於外。且此地、上無綠樹之陰、下有白沙之熱、暑月炎天、其誰勝之。前在漂流、計在免死、淡飯充饑、良亦足矣。今幸得生、復思所以養口腹、亦小人之情也。臨水拾蝦、欲以送飲、雖踰牆、而相距不甚遠。汝叫我、我斯回矣。今汝專用強、反誣我以對悍。論法則我不知、若語道則豈有此理乎哉。數年前、爾日本人、亦漂至於我。我待爾、不似汝薄也。晝則遨遊玩景、夜則街市看燈、求衣乎綾羅是衣、思食乎奇珍是食、悶有歌舞置酒、歸有出宿飲饌、唯爾所欲。夫長崎者、賈舶雜集、稍密於法、而我客於彼、不如是其酷也。一月三次遊寺看花、登高賞景。身已出於禮義之邦、何敢非理妄行哉。吾儕雖下愚、亦聞周孔之道。殷殷雅化、仁以服心、寔爲王道。刻轢侵辱、威

以劫人、其如霸術何。累月積日、妨人心非一、恐別開禍端。豈得不爲爾憂耶。今爲爾計之、在速起我歸程。是主客兩全之道也。吾能還我鄉、感實無罄矣。結草啣環、以報千秋之大德。」

(28) 原文22b「巨海受衆流、故能爲其深。吾量雖狹也、豈不足容此小文字乎哉。且其所破、切中我病。受以爲箴、不亦善乎。幸勿費心。」參考：『老子』第六十六章「江海所以能爲百谷王者、以其善下之、故能爲百谷王（江海の能く百谷の王と爲る所以の者は、其の善く之に下るを以てなり。故に能く百谷の王と爲るなり）。」

(29) 出典は『史記』屈原伝「夫天者、人之始也。父母者、人之本也。人窮則反本、故勞苦倦極、未嘗不呼天也。疾痛慘怛、未嘗不呼父母也。」

(30) 原文23b「疾痛慘怛、未嘗不呼父母也。今大人由（Ⅱ猶）商等之父母也。仰望保微軀、再祈速賜歸。既懼貴地日費號煩、又不勝受小人之氣。每念此二者、譬如坐荆棘、毫不能安也。至於不能制衆、則敬瞻等實惶恐無厝。並非不知法度、不可奈何而已。伏望海涵乞爲原有。身受大德、回鄉之日、惟夙夜焚香、以祈大人福祿。揔官林天從、亦是閩產、不便連署、故密封以上進。他日稠人廣坐、幸不語及。」

(31) 宝曆三年（一七五三年）の八丈島の南岸大賀郷（現在の東京都八丈町大賀郷）に清国の商船が漂着したことがあった。

国立公文書館には、『巡海録』『漂着唐船細故』という関連史料が残されている。その『漂着唐船細故』（23/45）には、船を解体して、材料を寺などに再利用する願いが見える。おそらく、焼却処分はされなかつたのであろう。ちなみに、『漂客紀事』に序文を寄せている関修齡は下田でこの時の漂流民の世話をしている。

(32) 原文25a-25b「見今船底穿漏、萬難修理。若論拆毀、釘密版厚、恐未易辨也。且貴地在農事殷忙之候、因商等事故、而稽留其重務、心實不安。今特不揣冒昧、敢陳愚計。敬瞻聞、三十年前、敝地有船、遇難至於八丈島、亦貴國之地也。幸行人安穩、貨物無恙。唯船亦破壞、知其難再用、因而焚化之、獨収鐵釘於燼餘、取純束於菅茅、以還與我。商又思之、不堪大願。今誠能率由舊例、亦可即日告竣。唯執事圖之。」：清人が奉った原文を抄写したものが『通航一覽』九二頁に見える（五月の文書）。文言の異同はあるが大意は一致する。他、逸文は「難船奇聞」（『一話一言』補遺（巻八第十六卷）所収）にも見える。

(33) 『通航一覽』卷二二三-二三八七頁「解船の諸財は焼捨の事を船主より願へども、船木は官財にて送らせらるる旨を命す。」(34) 原文25b-26b「恭奉明諭、回郷有期、渥恩感戴、何以報之。但商等漂流之殘喘、萎約悲愁、積累爲病、不與閩人服水者同、恐不復勝水行。加以水手荼毒、前書略陳鄙情。伏望更賜特恩、

敬瞻等及隨厮共十人、使得取陸路、不堪望蜀之意。至於拆毀船材精粗不辨一載而往之命、則亦 國恩也。敢不聽從。雖然、桅竿舵梗等之外、僅是柴薪耳。耗損費用、以運於千里、敬瞻等敬愚、斷然不安。且到崎之日、登岸夫費、商實辨之、亦不爲少也。夫較量逐利者、固商賈之常、雖鄙陋、不能避也。豈其有出重價以取片版小柿以充炊飯煮茶之柴薪者、必不然矣。見以爲不便陳留、莫妙於向所謂投界炎火也。再三冒瀆、知莫所免罪、但區區鄙衷、萬不能忍也。儻能俯准所請、誠亦難商之大幸也。非所敢必也。」

(35) 『漂客紀事』 十一則、27b、五四三頁に見える。飯田友子「近世大坂における幕府御用達廻船商の記録―苦屋・飯田家文書」先年より御用向並勤方明細書」について、『大阪商業大学商業史博物館紀要』八号、二〇〇七年）一三一頁に関連記載が見える。

(36) 千倉を出発する時に、荷物を手元に置いておかないと気がすまない水夫が騒いだり、病気に伏していた一人の乗組員が砂浜で気絶するという問題があった（彼はその後、和歌山で亡くなっている）。見玉は出発を最優先し、これらの問題に対処した（『漂客紀事』 十三則、28b、30a、五四八〜五五〇頁）。

(37) 原文27a「其往館山、亦尚不許陸行、四船而遣之。」

(38) 『見玉南柯日記』 一「庚子曆」二十一・二十二日の条に見

える（『岩槻市史』（近世資料編Ⅰ『見玉南柯日記』（ぎょうせい、一九八〇年）一〇頁）

(39) 『石井研堂これくしょん 江戸漂流記総集』第二巻、六二一頁に見える、『長崎志』続編の引用。

【附録】「遷喬館会約」

（見玉南柯が一七九九年に開いた塾（後、藩校になる）の規則）



図5 現在も残る遷喬館（2021.9.24 著者撮影）

〔原文〕
一 塾稱遷喬、蓋欲學者求友切磋、其進也猶鳥之出幽谷遷于喬木也。請交勉哉。

一 凡講讀、首修經學以立根。傍及史子、以多聞識、長育英材也。作詩屬文、亦各從其所好也。

一 會集之班、城中爲先、各相尚齒、不敢以貴加人。講論、雖要直而下、氣和聲切、禁爭奪。且談文雅之外、絲毫毋涉鄙猥。此敗德廢業、爲害大也。

一 秉燭之譚、率限以二更*。難有所未解、至丙輒止。

一 業有餘閒、吹煙喫茶、固非所禁。他遠來之朋行廚已外、母爲貪味。然良辰美景、歲兩三次、小飲微醉、嚶々相喚、舒展羽翼、亦宜在不妨。但戒無節耳。

己未春三月之望 兒琮謹識

〔校勘〕○貴 原文は上部が白と人を組み合わせた形になっている異体字。○德 右上部が直になっている異体字。○更 上部が「丙」、下部が「支」になっている異体字。

〔書き下し文〕

一 塾、遷喬と称するは、蓋し、学ぶ者、友を求めて切磋し、其の進むや猶ほ鳥の幽谷より出でて喬木に遷るがごときなるを欲するなり。請ふ、交も勉めよや。

一 凡そ講読は、首めに經学を修めて以て根を立つ。傍ら史子に及び、以て聞識多くして、英材を長育するなり。作詩・属文

も、亦た各々其の好む所に従ふなり。

一 會集の班は、城中を先と爲し、各々相い齒を尚び、敢へて貴を以て人に加へず。講論は、直にして下るを要すと雖も、氣和し声切に、争奪を禁ず。且つ文雅を談ずるの外、糸毫も鄙猥に涉る母かれ。此れ徳を敗り業を廢し、害を爲すこと大なり。

一 秉燭の譚、率ね限るに二更を以てす。未だ解かざる所有るに難んずれば、丙に至れば、輒ち止めよ。

一 業に余間有れば、吹煙喫茶、固より禁ずる所に非ず。他、遠來の朋に、厨を行ふ已外、味を貪るを爲す母かれ。然れども良辰美景、歳に兩三次、小飲微醉し、嚶々相喚し、羽翼を舒展するも、亦た宜しく妨げざるに在り。但し節無きを戒むるのみ。

己未春三月の望 兒琮謹んで識す。

〔現代語訳〕

一 塾を遷喬と称するのは、学ぶ者が、友を求めて切磋し、その学を進めるのがちょうど鳥が幽谷から出て喬木（高い木）に遷るようになることを願つてである。互いに努力せよ。

【注】○遷喬 「詩經」小雅・伐木篇「伐木丁丁、鳥鳴嚶々、出於幽谷、遷于喬木（木を伐ること丁丁、鳥鳴くこと嚶々、幽谷に出でて、喬木に遷る。）」に基づく。

一 凡そ講読は、まず経学（儒学）を修めて基礎を作る。（そうして）その他の歴史書や諸子百家にまで学問を広げ、見聞知識を増し、「（そうして）優れた人材を育てる。詩文を作ること（属）は（書き）連ねる、各自の好むところに従えばよい。

【注】○歴史書や諸子百家 「史子」は、歴史書と諸子百家の書。中国では書籍を「經史子集」（集は文集Ⅱ文学）に分類した。この順番が重要性を表す。○見聞知識 「聞識」は見聞知識。『孟子』告子下篇に基づく。

一 会合の班は、城中の武士を先とし、各自年長者を尊び、身分の上下を押し付けけない。講論は、率直に述べるべきだが、和やかな雰囲気でも適切にし、争いはしないように。また、文雅を談じる他は、俗なこと（芝居など）を話題にしてはいけない。これらは徳を敗り学業を損なうものであり、弊害が多い。

【注】○年長者を尊び 「尚齒」は年長者（老人）を敬うこと。『礼記』祭義篇に基づく。○適切にし 「切」は「びったり」の意。○俗なこと 「鄙猥」は俗世間の芝居など、当時卑俗なものと考えられた庶民文化を指す。

一 灯の下に語るのは、率ね二更（亥の刻、だいたい九時から

十一時）を刻限とする。散会でできない事情で仕方ない場合も（なかなか散会でできない場合も）、丙（およそ十一時から午前二時。三更）になれば、散会せよ。

一 学業に余暇があれば、タバコを吸ったり茶を飲んだりするのは禁じない。その他、遠来の客にご馳走する以外、美味を貪ってはいけない。だが、よい季節に美しい景色を前に、年に二三度は、いささか酒を飲み酔い、楽しく談論し、羽を延ばすのも、禁止はしない。ただし、節操は失わないように注意せよ。

【注】○ご馳走 「行廚」は弁当であるが、この場合、ご馳走することを言うと解した。○楽しく談論 「嚶々」は、冒頭の『詩経』伐木に見える語。「嚶其鳴矣、其求友声（嚶として其れ鳴くは、其の友を求むるの声）」とあるように、友を求めて鳥が鳴く声を言う。この会約の前後において、「鳥」を比喻とする表現が呼応していることがわかる。ここに基づく「伐木之契（伐木の契り）」は厚い厚情を表す。見玉が友情を深めることを塾の大きな目的にしていたことがわかる。

己未（*一七九九年）春三月の望 見玉琮 謹んで識す。